

細川忠興花押の編年的研究

—附 ローマ字印章—

加 藤 秀 幸

はじめに

現在継続して刊行中の『大日本近世史料 細川家史料 忠興文書』は、永青文庫 細川護立氏御所蔵 熊本大学附属図書館寄託の細川忠興書状を刊行して、卷一より卷八に至り、一応、忠興文書は完了した。これを機会に、忠興の花押を編年的に整理して、細川家史料及び小倉・熊本藩政史料等の理解に供しようと思う。よってその利便のために、花押の変遷を伴う忠興の履歴を、『細川家記』・『寛政重修譜』等により、別に簡単な表を作り、ついで忠興の花押の変化の一々を具体的に図示して、説明すると共に、彼の生涯にわたる花押を考察することとする。

本 説

細川忠興は評伝等によれば、瘤癖強く、芸術的感覚が鋭い。故実にくわしいのは家柄で、これらの性格は『細川家史料』の書状中にもよく現われている。当然、名は体をあらわすという花押に一見識を持つていた。その端的にあらわれたのが、その二二号 慶長七年十月晦日書状(流傳) (自筆・折紙)の終末の条である。『一、其方判かはり候、当世はやる氣質に候、たのしく成たかる筆法にて候、いやなる事候、判にて仕合

(良) (悪) よきあしきと申は、(虚空) こうなる申事候、判は人のかたちにて候、(形) まん所がすへ候やうなる筆法、重而は無用にて候』、と嫡子忠利を厳しく叱責しているが、この時、忠利は花押をどのような形態より、どのように改変したか、忠興が可とした忠利の花押はどれか、現在は調べが行届かず不明である。将来の忠利花押の調査の一つの課題としておく。要するに、忠興の意は、流行や遊びの筆法、形態は宜しくない。呪術的な陰陽師などの勘申する、後の『印判秘訣集』等に見えるような、人生の幸、不幸をあげつらう花押は、虚空、根拠のないものとし、花押は『人の形』そのままに現れるものとしており、敬虔な人生観、几帳面な性格が見られ、家格意識も出ていて、政所の出納役人などが帳簿にするようなサインは重ねては無用と厳格である。対応に困ったであろう忠利の、その返事が二ヶ月近く経つてもないことを、『先日判の事申下候つる、其返事無之候、ふしんニ候』、と十二月廿二日書状(二四号)の追而書に腹立たしそうに尋ねている。このような態度は彼の独特的の花押に顕現し、書札全般にも及び、自筆・右筆の別、封判・印章の使用等についても細心であり、実践的故実家の一面を物語っている。

『細川家史料』に収録した、慶長五年二月より、死去の年の正保二年六月に至る、光尚並びに諸方宛を含む、主として忠利宛の忠興書状は各

年代に平均して現存してはいないが、合計一九四四通ある。実際の総数は見当もつかない。大名個人が一代に書きも書いたりの感がするが、よくも保存されたものと、細川家歴代、その保管担当の役人に敬服するものである。そのお蔭を以て、他に類のない大名個人の殆んど一生にわたる書状を、それも父子孫の間の機密に属するものを含む書状の往来を詳細に検討することが出来、普通断片的にならざるを得ない花押の変遷を、系統的、連続的に研究することが出来たのである。感謝の念を深くするものである。

花押の編年的検討の方法は、『細川家記』・『徳川実紀』等を手がかりに、内容より、年時の確実なもの、閏月等の暦日に特徴のあるもの等々を配当してゆく事により、大略編年的に配列する事が出来た。但し、恒例の年中行事の贈答に関するものは決定し難く、また慶長十年～十五年の間は史料が少ないので明確ではないが、『松井文書』を以つて補つた。

この編年的に並べ重ねた花押を繰れば、あたかも、蝶の変態、或は植物の成長開花の駒落しの科学録画を見ているよう、月日の経過と共に微妙に彷徨しつつ変化し、ついには終始に於て大いに変る事が理解され、また入道の身分上の変化が、その決意をそのままに、花押をも変化せしめる事も得られた。この微妙にして大きな変化は、毎日と言つてもよい内外に発信する多数の文書に、自筆・右筆を問わず、眼を通して、自身署名することにより、筆先は手馴れ安定して、びたりと決つてしまい、花押は人の形、すなわち人格の表現とする忠興の厳たる態度を反映して、一貫したものがあり、正確に時の流れを刻んでおり、年代推定を容易にするものであった。しかし、何故この独特的の形態、筆法を選んだか、その意味、理由は資料や手がかりがなく、明確になし得なかつた。それは花押の精神的、祈念的な、また証明的、謀判防止の秘密的な

性格より止むを得ぬことと考える。

尚、『読史備要』所収の花押二八一号は忠利の花押であり、二八二号は忠興入道後の寛永初年の頃のものである。現在も往々これによつて誤解しているむきもあるので、ここで訂正しておく。二八一号の誤解の原因の一つは、『大日本古文書 伊達家文書』八六九号 忠利書状を忠興書状と誤ったことによるようである。

忠興花押の分類

忠興の花押は大別して、可しと考えられる丹後田辺（舞鶴）の『観音寺文書』の唯一通を採るならば、他にもまだあるかも知れないが、在俗（現役）時代二種と、入道（退隠）後の二種とで都合四種類となる。

現役時代の初期の『観音寺文書』中のものは忠興若年の天正九年十一月三日、父藤孝との連署の寄進状（これを仮に花押旧形と呼ぶ、写真参照）^注で、その花押の形態は室町風であり、筆勢を示し、墨継ぎ多く複雑である。

現役時代の後のものは、『多賀文書』中にある多賀秀種に宛てた書状に居えたものが初見①で、現役時代を通じて用いたものの原形で、筆勢、動きの少ない、印判形とも呼び得る図案的なものである。

入道後のものは、道号宗立の下に、円弧を中心的に連続して二点、右に一点を引き氣味に附加したもので、宗立の上半分の変化によって二種類となる。その一是、宗立をそのまま行書体に書き④、次第に圧縮したるものであり、他は強いて言えば草書体に簡略にして、一筆に書いたものと見ることが出来る⑤。現役時代の二種は、多くは「忠」・「越」+花押である事（『細川家史料一』の図版四参照）が、知行の判物、四季の贈答の書状等に花押のみのものがあることによつて、容易に理解されるが、入道後の二種は、宗立十立の最終画の横一線の下に附加する円弧と

左右の点の部分によって成り立ち、密接不可分で、切りはなすことが出来ない。

注 文化庁 湯山賢一氏供与挿入写真

初期の花押 花押旧形

忠興の元服した時は明確でない。早ければ、天正四年十一月、十四歳で鎧着初めをしているので、この頃であつたろう。天正五年の初陣の後、六年織田信長に近仕し、信忠より一字を拝領し、忠興と名乗つたと伝えられているので、後代、表向きの元服はこれを指すものと考えられる。初名は全く伝わらないので、六年の元服が眞のものであろうか。いずれにしても、初期の花押は当然あつた筈であるが、管見の故か、見出しえない。現在、長岡与一郎忠興（花押）のある文書が、丹後地方に六点存在するが、大方は疑問が残るものである。但し、一点『觀音寺文書』中のものは、写真で見るかぎりでは、書風、文言等は尋常で、原本と思われるが、唯一点あるのみで、比較検討の余地がないので、言及するに躊躇せざるを得ない。花押の形態は普通ありがちな親に似る事なく、藤孝花押には全く似ていないので、室町風である。

花押1形

① 『多賀文書』（影写本）にある多賀出雲守秀家（秀種）に宛てた、年月未詳廿四日 羽興一忠（忠興）書状（折紙）にある。図案的、印判的な固い感じのもので、如何なる意味を持つものかはわからない。強いて言えば、忠の下の、連続せる点より下をまとめて見て、与一郎を図案化したものかとも考えられる。管見では1形の最古のものである。年時を明確にしがたいが、羽柴の称を許されたとされる天正十三年以後、多賀秀家は十六年四月十三日 従五位下出雲守に叙任（口宣案『多賀文書』）しているので、それ以後、明使応接の奏者として參議越中守任官とされる文禄五年（慶長元年）九月迄の間の事だろう。

② 『新納文書』慶長二年二月廿八日羽柴越中守を称し、新納武州入道忠元に宛てた書状（折紙）に居えたもので、①に較べると、筆勢が加わり、流動的な感じがある。

花押2形

③ 慶長五年二月十三日書状（『細川家史料』一九〇九号）に居えたもので、右端の足とも見える二線の合したところが突出してくる。これと同形の『桂林寺文書』（影写本）同年十月一日 大溪和尚宛書状（折紙）には、羽越中 忠興（花押）と行書体に丁重に書かれている。花押の本体は鍋蓋の把手のようなところから始ることが理解される。これは同年八月一日書状の越（花押）でも確認される（『細川家史料』一』の図版四参照）。この形は④『松井文書』の松井佐渡守康之宛のものの、慶長六年十月四日まで続く事が現在明らかである。鍋蓋の右下の点が左上から右下に打たれる事に注目されたい。

花押3形

⑤ 『松井文書』松井康之宛書状 慶長六年十月廿一日に至つて、前述の点が右上から左下へ、ノの字形に打たれるようになる。この相異点は、時機的に四日から廿一日までの間に画然とある。

⑥ 『細川家史料』（二一号）慶長七年八月廿九日書状に居えたもので最下端の横線が波濤のよううねり、太い。

⑦ 『同 右』（一六九七号）慶長十年四月八日 線が細く均一化し、最終画の横線の打込みが鍔のようである。この鍔と斜線の結合部に注目されたい。

花押4形

⑧ 『松井文書』慶長十三年五月八日 松井康之宛のもので、下の横線の打込みが斜線と合致するようになる。

花押5形

⑨ 『細川家史料』（四六号）慶長十六年四月十八日のもので、合致した鎌の頸が長くなり、末端の尾部が折れて跳ね上る。筆の返りが重ならず、三日月形に輪を作るものもある。

⑩ 『細川家史料』（七六号）慶長十九年十月三日　末端が太く且つ下りはじめる。

⑪ 『同 右』（九八号）元和元年五月八日　尾部は水平に近づく。
越（花押）も、忠（花押）に並行して署せられている。

花押 6形

⑫ 『同 右』（一三五号）元和三年二月十八日書状のもの。

⑬ 『同 右』（一九一〇号）元和六年四月十八日　末尾の横線が右下方の斜線に合体したところが水平に、且つ最大に、狐の尾のように太くなつた。この形の連續性、完成を示すものである。このまま、この年閏十二月廿五日の入道に至つたものと思われる。細川家の抱え職人であった平田家には、平田彦三宛書状に、忠・越などの書かれい、この花押のみを居えたものがある（『細川ガラシャ展』目録　五一号写真参照）。

花押 7形　（入道三斎以後）

⑭ 『同 右』（一九一一号）元和六年閏十一月廿五日　剃髪直後の感想を、坊主になつた面を見れば、そのまま幽齋であると驚いた事を、娘烏丸方に報じた書状に居えたもので、多分、三斎も入道後はじめて書いたものであろう。宗立を行書体に連続して書き、立の最終画の下に、円弧と左に二点、右に一点を附加したものである。この附加した部分の意味は不明である。剃髪直後のこの花押は、現在一点のみしか見当らないが、翌七年十一月廿七日より再び現れる。

花押 8形

⑮ 『同 右』（二八六号）元和七年六月十七日　目下のところ、五月一日より十一月二十日まで、この8形が現存する。ウ冠の点を大き

く右上より打込み、のノ字形に回転して、宗立を省略表現したものだらう。概して肉太で、殊に横の一線が太い。去冬の入道後、賜暇を得て、四月十日京吉田に着し、やがて中津に下国したところで、折しも中津城は三斎の入居に備えて普請中であった。七年に入つて、花押を変えたい気持があつたものだらうか、新春以来、宗立、或は三斎のみの差出しど、花押は記していかつたが、中津帰着後、この花押を居えはじめたのだろう。

⑯ 〔年未詳〕七月八日　浅野采女正長重宛書状（自筆・堅紙・結封）のものである（高樋宗其氏所蔵）。この一種異形と見える花押は、眼の不調によつて、上下の間隔が掴めず、立の最終画の一を書いた後、一旦筆が宙に上がって、下部が書き継がれた時、一の線上に左右が多少ずれて、重ね書きされたと考へる。文中の文字にも多少のくるいが見られる。内容は来る十二日、能の同好の士長重に、同じく達者の永井直清等と仕舞をしようと招いたものである。そこで三斎も在府が適當と考えられるのであるが、當時在國中ゆえ、この書状は七年には納まらない。異例を挙げて後考に俟つこととする。（『幽斎・三斎と有楽』展図録参照）

⑰ 『細川家史料』（一九一二号）元和七年と推定される九月四日の、およし宛返書である。打込みが点となつてゐる変形である。花押を署する氣持は、やはり宗の字であることを示してゐると思われる。

花押 7形　（復活）

⑱ 『同 右』（三三〇号）元和八年一月廿一日　元和六年入道の日の花押が再び居えられるようになつたものである。旧冬廿七日『同 右』（三三六号）より現存しているので、入道後一週年、気分を改め、入道の初心に帰つたものだらうか。

花押 9形

⑲ 『同 右』（三六〇号）元和九年三月十九日　ウ冠と立の下の

横一線の間に連続する二点で、中間を省略したような形となっている。粗略な感じがする。

花押10形

②0 『同右』(一七一八号) 寛永一年五月三日 あたかも神輿のように斎整化されたものである。

②1 『同右』(一七三三号) 寛永七年五月廿二日 ウ冠の点が巨大となり、横一線の打込みが、寛永三年頃より隸書風となり、円弧の曲りが橢円化する。

②2 『同右』(一七三六号) 寛永七年十二月廿二日 中間部が同大の座ぶとんを三、四枚重ねた感じである。

花押11形

②3 『同右』(一七六四号) 寛永九年十一月十五日 横一線のすぐ上に連なる横線が太く延び、安定よく上部を支える形となっている。円弧は少しかかった形となる。ここに至って花押形は完成した感じとなる。

②4 『同右』(一八三四号) 寛永十一年閏七月十四日 「三齋」を自筆で書いた晩年のものである。

現存の中、最後のものは、『同右』(一八六七号) 寛永十三年四月十四日(卷八捜入図版参照)自筆を含む、折紙に署した花押である。当時、老眼の故もある。右筆、ローマ字青印が多く、稀にある自筆には「三」・「三齋」の署名のみで花押はない。それは三齋の花押には一筆書きでない、下部に図案的な要素があり、点の打ち方、円の構成に、眼がよく見えねばならず、線の合致に神経を労るので、三・三齋と、齋には直線の交叉するものもあるが②3、一筆書きの要素の多い線の回転する方の行書体②4が好まれたものであろう。寛永十年頃より、この傾向が強くなる。この肥後守光尚に宛てた書状は、自筆の追而書にあるよう

に、愛孫に会いたい一心に、疲れの癒えぬ老体をはげまし、「此比ノ初ニ仕つた、中絶してた花押を再び書きはじめたもので、円弧も斎整なものではない。珍すべきものだらう。」

花押の寸法(単位ミリメートル)

花押の寸法を横幅で示すと、1形 ①四二、2形 ④五七、3形 ⑤五一 ⑦六二、4形 ⑧七二、5形 ⑨六八、6形 ⑬八〇、中には九三のもある。7形 ⑭四二、8形 ⑮四〇 ⑯五三 ⑰三一 ⑱四〇 9形 ⑲三七、中には、稀には余白がなく一七の小さいものもある。10形 ⑳三六、11形 ㉑四〇、

右に計測した結果を記したが、壯年期の元和年間の8形が最も壮大で、中には九二ミリのもあった。例外もあるが、いずれも普通大小のゆれはプラス・マイナス五ミリほどである。

(附) ローマ字印章について

忠興やその家臣等のローマ字印章はつとに名高い。印文(tadauoqui)の印判状は珍貴なものとして、骨董的価値も高いようであるが、『細川家史料』に多数見られるように、病氣・疲労によつて、花押を署しがたい時に用いており、本文中に、あるいは側に「目為養性印判にて申候」(一八三九号)等をことわつてゐる場合もある。また諸家に現存する彼の印判状のよう、眼病所労以外に家臣・陪臣、工商の者に對して發給する場合にも用いてゐるようである。判物を出す場合より、より低い格に対して用いる基準があつたようであるが、今それを詳になし得ない。ローマ字朱印の早い例で、變つてゐるものに、「三淵好重組知行坪付」と称せられる宛行状があり、慶長六年十月 日の下に捺されている。それは普通見られているものと異なり、朱の石餅を白く抜いた白文で、重圈がある。従つて、外枠が朱の丸となる。陰陽が通常のものと逆になつてゐる。現在一点を見知つたばかりである(附2)。(『細川三代展』目録

参照、三淵家文書)『細川家史料』中、青印の初出は、慶長十年三月十五日(四一号)の、病中参勤を免された時のものであるが、それ以前の事はわからない。その後の青印の出現は元和四年三月十九日(五一号)で、朱印の初出の二月十九日(一五〇号)に続き、いずれも眼病中のものである。最後に見えるものは、忠興死去の正保二年とのとされる六月十九日 光尚宛の書状(一九〇三号)の青印で、島原の乱後も用いられている。

青印・朱印の使用方の区別は判然としない。中には『細川家史料』元和七年六月廿四日(二八七号)のように、青肉の印影の縁に、朱肉がかすかに残っている例があり、唯一顆のローマ字印を払拭しながら、青・朱と手近にある印肉の有無により用いたか、またはある基準によつて使い分けたものか。本来、朱印用・青印用にと二顆以上所有していたが、二八七号の場合には、粗忽に誤ったのか。ローマ字の印判状の蒐集による諸例の検討をまたねば解明は困難であろう。

印影の鮮明なものを仔細に観察すると、縁は重圏となつてゐるが、寛永初期には摩滅したか、淳に埋れたか、単圏に見えるものもある。長年月には新調も考えられるが、確かにことは目下のところ不明である。例えば、寛永二年七月廿七日(四三九号)は単圏に見え、(附1)元和四年九月四日(一七一号)や、寛永十一年十二月九日(一八三九号)は明瞭に重圏である。大きさは略一二ミリメートルある。(卷一挿入図版四 参照)。

む す び

以上大略、細川忠興の花押の変遷を、年次を追つて見て來た。そこには、『花押は人の形』と觀る忠興の意識が貫して流れていることに注目せられる。すなわち、忠興の初期の花押は、室町風の一箇を除いて判

然しないが、①の天正十六年(二十五歳)頃よりの花押を原形に、筆勢が加わり、微妙に変化しながらも、図形として、主体部は④⑤の六字形の打留点を除いて殆んど変化せず、慶長五年頃次第に両脚部③、ついで尾部(右脚部)に当る部分⑤⑥⑦(慶長六~十年)に緩慢ながら明確な変化を遂げ、統いて左足先が一本化し(慶長十三年頃)、元和六年閏十二月の入道、改判に至るのである。

元和六年末の入道直後は、宗立の行書体に円弧と三点を附加し、七年春、中津移住の頃ノの字の大きい宗立の省略形に変化するが、同年の暮には、また初めの行書体に返り、寛永二三年頃には、ウ冠と立の最終画の中間が極度に省略されたが、五年頃より後には、中間がふくらんで、座ぶとんを重ねたような、齊整化された安定感のある、いわば神輿形に固定されたようになつて晩年に至る。晩年は、眼病・疲労等の理由により、多く印章を用い、自筆の署名も、書きやすい草書体の三・三齊等を多用して、花押は殆んど書くことがなくなる。

署名は通常、忠の草書体に密着して、不可分に見える花押が多いが、初期には、中に丁重な越中守 忠興(花押)のものもある(三淵家文書)。或は越(花押)があり、家臣への宛行状、四季の音信に対する礼状等には、花押のみのものがあり、その差は明確ではないが、書札礼での差別を意識的に行なつていたようである。

入道してからは、宗立花押は密着不可分となり、上下に圧縮されて、図形として固定される。

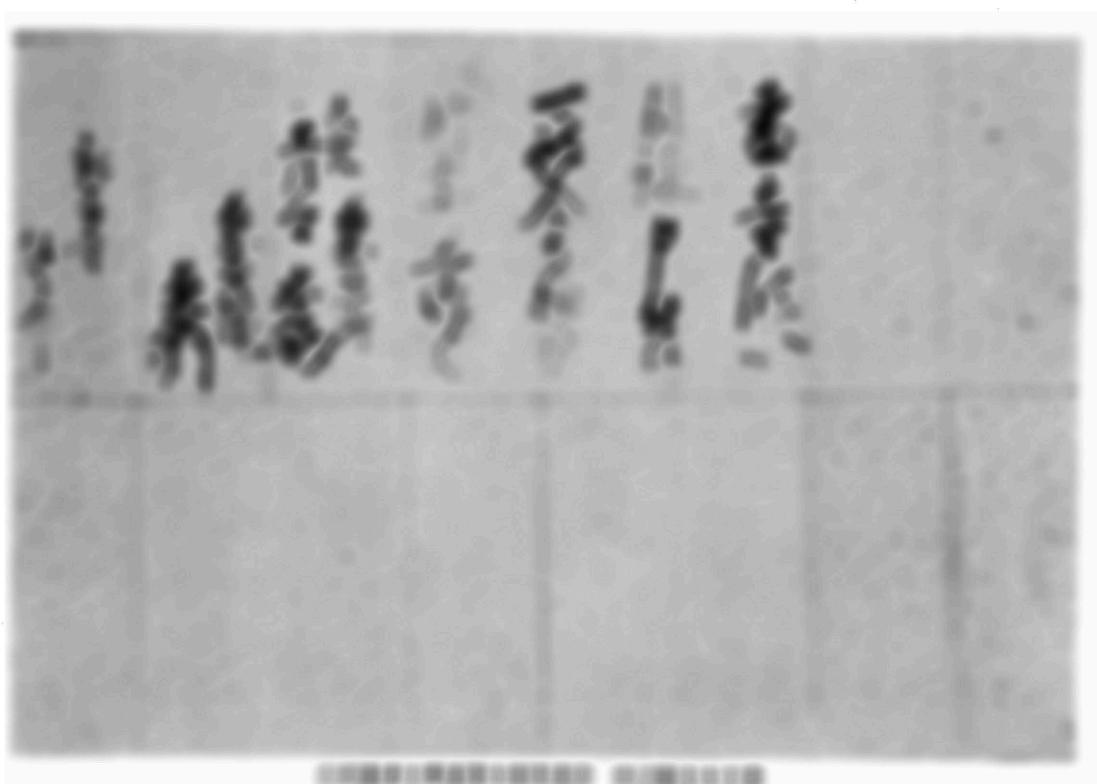
一方、印章は目下のところではローマ字印章のみが用いられており、慶長六年には已に白文の捺印あり(附2)、病氣の場合や、宛行状(印判状)等に捺され、判物より一段低い書札として用いたようである。印肉は朱、また青、印文は、"tadauoqui"であるが、その種類・顆数は判然しない。通例を以て考えれば、少なくとも、青印一、朱印一、異形の

朱印の白文の一（附2）を加えれば、三顆は用いたであろう。但し、縁に朱の残る青印があるので（二八七号）、青・朱の使用に疑問は残る。
ローマ字印は、現役・退隠時代を通じて、生涯用いられている。

（附記）

『細川家史料』の編纂に現在まで従事した者は、伊東多三郎・村井益男・田中健夫・山本武夫・橋本政宣・長谷川成一・荒野泰典、及び筆者であるが、昭和四十三年十二月十二日の所内第二十九回研究発表会には、伊東・村井・加藤の共同研究の経過を、筆者が代表して発表した。その後、所外に於ても話題に上せた事があった。今回もその成果を基に増補して加藤が執筆した。花押の選択、写真撮影等には主として筆者が当った。若し過誤等がありとすれば、それはひとえに筆者の責任である。御指導給わった本所の諸先學に謝意を表し、一言おことわりを申し上げる。

史料の調査、写真撮影等に御高配を賜わった細川護貞氏・松井明之氏・熊本大学図書館
川口恭子氏・観音寺・屏山文庫・中村孫次郎氏・高橋宗其氏・湯山賢一氏、並びに史料編纂
所に対し、記して御礼申し上げる。



忠興花押関連事項略年表

慶長十年	八月十一日	(3形現存)
慶長十三年	五月八日	(4形出現)
慶長十五年	八月廿日	父藤孝幽斎歿す。年七十七。
慶長十六年	四月十八日	(この頃5形完成)
花押4形		
慶長十九年	大坂冬の陣。	
同 年	十二月廿四日	徳川家康の命により、羽柴を改め、細川を称す。
花押5形		
元和元年	元和元年	大坂夏の陣に出陣す。
花押6形	元和四年	眼病頻発す。(ローマ字青印を多用)
花押7形	元和六年	四月十八日 (この頃6形完成)
花押8形	元和六年	閏十二月廿五日 入道。三齋宗立と号す。年五十八。
花押9形	元和七年	五月一日 (花押8形出現)
花押10形	元和七年	夏 中津城に入る。
花押11形	元和九年	朱・青印併用するか?
	同 年	六月廿四日 この頃、朱・青印併用するか?
	元和七年	十一月廿日 (花押8形現存)
	同 年	十二月廿七日 (花押7形復活)
	元和九年	(この頃8形簡略化さる)
	寛永二年	(この頃10形完成)
	寛永九年	(この頃11形完成)
	同 年	十月 嫡子忠利加増転封によって、八代城に入る。
花押2形	二月	農後木付六万石を加増。(花押2形初出)
(△長五年)	六月	朝鮮陣に渡海す。
慶長元年	九月	明使の奏者を勤む。これにつき、參議・越中郎(或はこの頃、越中守を自称か)。
(△長六年)	十一月	從四位下侍従、羽柴を称するを免さる。與一郎(或はこの頃、左近衛少將)。
慶長七年	十二月	小田原・奥州に出陣す。
慶長八年	十月	豊前・農後にて、三十九万九千石。
慶長九年	十一月	忠利の花押の改変を叱る。
慶長十年	五月・六月	病により江戸参勤を免ざる。(ローマ字青印)
花押3形		
花押2形		
(△長六年)	十月四日	(2形現存) ⇔廿一日 (3形出現)
慶長七年	十月晦日	忠利の花押の改変を叱る。
慶長八年	十一月	中津城に入る。
慶長九年	十二月	病む。
慶長十年	三月	病により江戸参勤を免ざる。(ローマ字青印)



久

久

久

久

久

久

久

久

